虐待が疑われる場合の目安

※虐待が疑われる場合の「サイン」として以下のものがあります。

複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。

最重度、重度~中等度に該当する、複数あてはまる場合は、担当者へ相談してください。

	確認項目	サイン	緊急度
身体の状態・けが等	外傷等	不自然な頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の褥そう	最 重 度
	全身状態・意識レベル	<u>全身衰弱、意識混濁</u>	
	脱水症状	<u>重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、</u> 軽い脱水症状	
	<u>栄養状態等</u>	<u>栄養失調</u> 、低栄養・低血糖の疑い	
	あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫張、床ずれ	重度~ 中等度
	体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ	
	出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え	
生活の状況	衣服の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着	
	身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪	
	適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠	
話の内容	恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言	最重度
	<u>保護の訴え</u>	「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」 などの発言	
	強い自殺念盧	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す	
	あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする	
表情・態度	おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる	
	無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応	
	態度の変化	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化	
適切な支援	適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない	
	入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し	
	費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう	
養護者の態度等	支援者への発言	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある	_
	保護の訴え	<u>虐待者が被虐待者の保護を求めている</u>	最 重 度
	被虐待者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的	
	精神状態	不安定	

(社団法人日本社会福祉士会 作成を参考に作成)

※虐待が発生している場合、虐待をしている人、受けている人が自覚しているかどうかは問いません。

※虐待が疑われる場合の通報は、刑法 秘密漏示罪の規定、その他の守秘義務に関する法律の規定を妨げるものと解釈してはならないとされています。

(児童虐待防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法に規定されています)